

【用語説明】（五十音順）

【あ行】

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）

【か行】

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

※第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国から帰国された方で発熱・呼吸器症状等を有する方や国内で新型インフルエンザ等の患者さんと濃厚に接触された方の診療をするために他の病気の患者さんから隔離した場所で外来診察する医療システム。

○ 帰国者・接触者相談センター

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国から帰国された方で発熱・呼吸器症状等を有する方や国内で新型インフルエンザ患者さんと濃厚に接触された方の相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するため保健所に設置する機関。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザ

の症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具(Personal Protective Equipment : P P E)及び防護服

エアロゾル、飛沫などの曝露及び偶発的な接触のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

【さ行】

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 死亡率 (Mortality Rate)

流行期間中に、その疾病に罹患して死亡した者の人口当たりの割合。ここでの疾病とは、新型インフルエンザを指す。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 咳エチケット

インフルエンザなどを他の人にうつさないように心がけるマナー

- ・咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用する。マスクをもっていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れる。
- ・鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐに蓋付きのゴミ箱に捨てる。
- ・咳をしている人にマスクの着用をお願いする。

※咳エチケット用のマスクは、サージカルマスク（不織布（ふしょくふ）製マスク）の使用が推奨されます。

※一方、マスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではありません。

※マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用することが必要です。

【た行】

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、A型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症のこと。このうち、家きんに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

感染症法においては、鳥インフルエンザウイルスの病原体が人に感染した場合、それがH5N1及びH7N9亜型であれば二類感染症、H5N1及びH7N9亜型以外であれば四類感染症として扱われる。

現時点では、鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）ウイルスの鳥から人への感染や人から人への感染は濃厚に接触した場合に限られているが、このウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し新型インフルエンザを引き起こすことが懸念されている。

○ WHO

世界保健機関。World Health Organization の略で、健康を基本的人権の一つと捉え、その達成を目的として設立された国際連合の専門機関（国連機関）。

【は行】

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫をもっていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在はH5N1亜型を用いて製造）。

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、佐世保市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成25年4月13日規則第54号で平成25年4月13日から施行）

佐世保市新型インフルエンザ等対策本部運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐世保市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第18号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、佐世保市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 副本部長は、新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長が2人以上置かれている場合にあつては、本部長があらかじめ定めた順序で、その職務を代理する。

(本部員)

第3条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第35条第2項第2号から第4号までに規定する新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、別表第1に掲げる者とする。

2 本部長及び副本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名した新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）がその職務を代理する。

(対策本部の会議)

第4条 対策本部の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ本部長が招集し、本部長は会議の議長となる。

2 会議における協議事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法第2条第2号に規定する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

(2) その他本部長が必要と認める事項

(対策本部の部の設置等)

第5条 条例第4条第1項の規定により、対策本部に別表第2の第1欄に掲げる部を置くものとし、同条第3項の規定により当該部に置く部長はそれぞれ同表の第2欄に掲げる者をもって充てる。

2 前項の部には、別表第2の第3欄に掲げる班を置く。

3 前2項の規定により設置する部及び班の分掌事務は、おおむね別表第2の第4欄に掲げるとおりとする。

(事務局)

第6条 対策本部の事務局は、保健福祉部に置く。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか対策本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年3月6日から施行する。

別表第1（第3条関係）

部局名	本部員
基地政策局	基地政策局長
行財政改革推進局	行財政改革推進局長
企業立地推進局	企業立地推進局長
観光物産振興局	観光物産振興局長
防災危機管理局	防災危機管理局長
企画部	企画部長
総務部	総務部長
財務部	財務部長
農水商工部	農水商工部長
都市整備部	都市整備部長
土木部	土木部長
港湾部	港湾部長
市民生活部	市民生活部長
保健福祉部	保健福祉部長
保健福祉部	保健所長
子ども未来部	子ども未来部長
環境部	環境部長
消防局	消防局長
交通局	交通局長
水道局	水道局長
教育委員会	教育長
総合病院	病院長

別表第2 (第5条関係)					
部	部長	班	分掌事務		
保健福祉部	保健福祉部長	総括班	1 対策本部に関すること。 2 新型インフルエンザ等対策の全般に関すること。		
		感染対策班	1 感染予防対策及びまん延防止対策並びに汚染場所の消毒に関すること。 2 医療機関との連携及び連絡調整に関すること。 3 広報及び市民相談に関すること。		
		要支援者対策班	1 高齢者・障がい者施設等との連絡調整に関すること。 2 高齢者・障がい者等の支援に関すること。		
		生活衛生班	1 飲食店、旅館、公衆浴場等との連絡調整に関すること。 2 遺体の保存・搬送等及び埋火葬施設に関すること。 3 遺体安置所の開設に関すること。		
		基地政策局	基地政策局長	基地政策班	1 米海軍佐世保基地及び自衛隊との連絡調整に関すること。
観光物産部	観光物産振興局長	観光振興班	1 観光客（外国人観光客含む）への情報提供に関すること。 2 観光施設及び関係団体との連絡調整に関すること。		
契約監理部	契約監理室長	契約班	1 契約機能の維持に関すること。		
企画部	企画部長	国際班	1 在留外国人に対する支援・情報提供に関すること。 2 外国語での情報提供支援に関すること。		
		公共交通班	1 公共交通機関事業者との連絡調整に関すること。		
総務部	総務部長	秘書広報班	1 報道機関との連絡調整に関すること。		
		職員班	1 人員の動員、配備計画に関すること。 2 職員の感染防止に関すること。		
		情報政策班	1 コンピュータ及び行政情報通信ネットワークの維持に関すること。		
		東京事務所班	1 中央官庁との連絡調整に関すること。（感染対策を除く）		
		議会班	1 議会との連絡調整に関すること。		
財務部	財務部長	財政班	1 感染予防対策に係る財政措置に関すること。		
		庁舎管理班	1 庁舎での感染防止策に関すること（来庁者対策に関すること）。		
		税務班	1 課税及び納税に係る措置等に関すること。		
農水商工部	農水商工部長	産業労働班	1 商業施設、商工団体及び企業との連絡調整に関すること。		
		農林班	1 農林団体及び生産者・事業者との連絡調整に関すること。 2 畜産関係者との連絡調整に関すること。		
		水産班	1 水産関係団体（系統団体、漁協）との連絡調整に関すること。		
都市整備部	都市整備部長	市営住宅班	1 市営住宅入居者への周知に関すること。		
土木部	土木部長	道路班	1 国道・県道等の道路管理者との連絡調整に関すること。 2 市管理道路の規制等に関すること。		
		港湾部	港湾部長	港湾班	1 船舶の入港に係る感染対策に関すること。 2 所管施設の維持に関すること。 3 所管施設職員の感染防止に関すること。
市民生活部	市民生活部長	市民生活班	1 主要食糧の確保等に関すること。 2 埋火葬対策（埋火葬施設に係る対策を除く。）に関すること。 3 生活関連物資等の便乗値上げ及び売り惜しみに対する調査、指導に関すること。 4 生活関連物資等の買占めに対する啓発、情報提供に関すること。		
子ども部	子ども未来部長	こども班	1 保育所、幼稚園等の関係施設との連絡調整に関すること。 2 保育所、幼稚園等の関係施設の使用の制限等の措置に関すること。		
環境部	環境部長	環境対策班	1 ごみ収集体制の維持に関すること。 2 所管施設の維持に関すること。 3 所管施設職員の感染防止に関すること。		
		会計部	会計管理室長	出納班	1 出納機能の維持に関すること。
		消防部	消防局長	消防班	1 消防機能の総合調整に関すること。 2 消防局職員の感染防止に関すること。
警防班	1 患者の搬送及び救急業務に関すること。				

部	部長	班	分掌事務
交通事業部	交通局長	交通班	1 市営バスの運行の確保に関する事。 2 乗客及び職員の感染防止に関する事。 3 バス協会等関係業界との連携に関する事。
水道事業部	水道局長	水道班	1 水道水の安定的な確保等に関する事。 2 下水道の衛生管理等に関する事。 3 水道局職員の感染防止に関する事。
教育部	教育長	教育班	1 学校施設及び社会教育施設との連絡調整に関する事。 2 学校施設の使用の制限等の措置に関する事。 3 児童生徒の健康管理に関する事。
病院事業部	総合病院長	医療班	1 患者等の適切な医療の確保に関する事。 2 総合病院職員の感染防止及び院内感染対策に関する事。
各部共通			1 本部長の特に命ずること。 2 他の部局への応援に関する事。 3 業務継続計画の策定に関する事。 4 所管施設及び関係機関の感染防止に関する事。 5 関係機関（特に市民が利用する施設）の利用制限などに関する事。 6 関係団体との連絡調整に関する事。 7 許認可事務の制限に関する事（各所管省庁の対応の確認）。 8 その他、所管する業務において、パンデミック時に対応が求められるもの。